（許可の取消し）

第二十四条　法第四十五条第二項第五号の経済産業省令・国土交通省令で定める期間は、十五年とする。

（旧許可事業者等の撤去義務等）

第二十五条　法第四十六条第二項の規定による申請は、経済産業大臣及び国土交通大臣の定める様式によるものとする。

2　法第四十六条第二項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　旧許可事業者等の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更

二　前号に掲げるもののほか、旧許可事業者等の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更

3　第二十二条第二項の規定は、法第四十六条第六項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準について準用する。

（報告の徴収等）

第二十六条　法第四十七条第一項（法第四十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、仮許可事業者又は許可事業者に対し必要な報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

2　法第四十七条第一項の規定による立入検査に係る同条第二項の証明書は、様式第四によるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

別記様式を次のように改め、同様式を様式第一とする。

様式第一（第九条関係）　（用紙の寸法は、日本産業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

住所
氏名
職名
生年月日

右は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二十九条第二項の規定により、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所又は選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間
発行機関名

発行機関印

（裏）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第二十九条　（略）

2　経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、選定事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。